

# 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

## 《制度の内容》

### ① 負担割合

国：生産者 = 3 : 1  
(交付金のうち1／4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)

### ② 補填割合

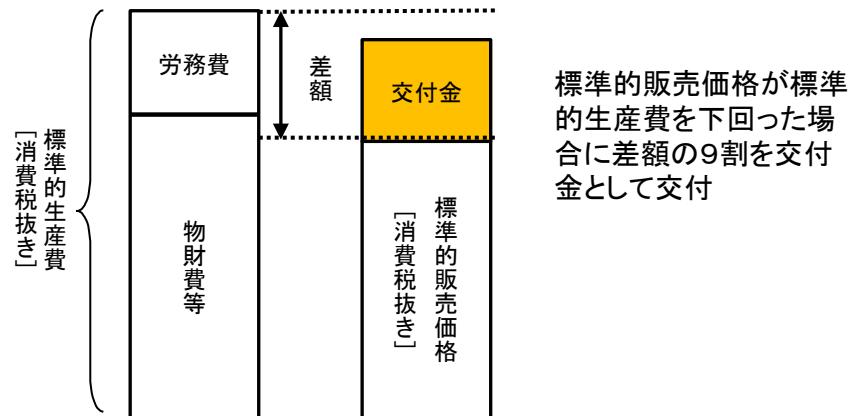
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

### ③ 対象者

肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円／頭

《令和7年度所要額》 168億円



## 平成22～令和7年度交付金単価(単位：円／頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～令和6年度	令和7年度第1・2四半期(確定)
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4	
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし